高年齢雇用継続給付の支給申請に関する協定書

国立大学法人東北大学（以下「大学」という）と経済学研究科事業場過半数代表者とは、高年齢雇用継続給付の支給申請について、次のとおり協定する。

記

１．支給申請手続きの代理

雇用保険法第 61 条、第 61 条の 2 に定める高年齢雇用継続基本給付金、高年齢再就職給付金の支給申請について、被保険者に代わって大学が、事業場の所在地を管轄する公共職業安定所の長に支給申請の提出を行うこととする。

２．有効期間

本協定は、２００７年４月１日から２００８年３月３１日までを有効期間とする。

ただし、有効期間満了の１か月前までに、労使いずれからも異議の申出がない場合は、さらに１年間有効期間を延長するものとし、その後も同様とする。

２００７年４月１日

過半数代表者

教　　授　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

使　用　者

大学院経済学研究科長　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿